

行審第7号  
令和3(2021)年6月11日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県行政不服審査会  
会長 塚本 純

電子計算機等の結合による保有個人情報の提供の制限に関する取扱いについて

栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第3号）第9条第3号の規定に基づき令和3(2021)年5月12日付けこ政第199号で意見を求められた標記の件について、当審査会の意見は、下記のとおりです。

記

- 1 要保護児童等に関する情報共有システム（以下「システム」という。）による保有個人情報の提供は、公益上必要であり、かつ、必要な保護措置が講じられていると認められ、適当なものである。
- 2 当該保有個人情報は機微な情報であるため、システムの利用に当たっては、運用の考え方やアクセス、閲覧の制限といった運用方法等について、県内の児童相談所及び市町における取扱いを共通なものとするとともに、当該保有個人情報の提供に当たっては、安全管理措置を十分に講じること。
- 3 提供先においても実施機関と同等の安全管理措置が講じられるよう、提供先に対して必要かつ適切な助言を行うこと。

(参考)

システムの名称	提供する保有個人情報の類型	提供先	システムの概要及びオンライン結合による提供の必要性等
要保護児童等に関する情報共有システム	県内の各児童相談所が保有する要保護児童等に関する個人情報	要保護児童等に関する情報共有システムを利用する県内市町並びに他都道府県の児童相談所及び市町村	児童虐待事案等の要保護児童等が転居した際に、自治体間での確に情報共有を行うとともに、児童相談所と市町村において夜間・休日を含めて日常的に迅速な情報共有を行うことができる。